

競技団体支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、NPO法人長野県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）に加入している競技団体（以下「競技団体」という。）が行う競技団体支援事業に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものです。

(対象事業、対象経費、助成率及び限度額)

第2 第1に規定する助成金の交付の対象となる事業、経費、助成率及び限度額は、別表のとおりです。

ただし、長野県又は協会から別に補助又は助成される経費については、対象外とします。

(交付申請)

第3 助成金の交付を受けようとする競技団体は、競技団体支援事業助成金交付申請書（様式第1-1号）を理事長へ提出するものとします。

2 前項の交付申請書には次の書類を添付するものとします。

- (1) 強化練習事業（変更）計画書（様式第1-2号）
- (2) 選手派遣・競技普及・大会開催事業（変更）計画書（様式第1-3号）
- (3) 競技団体支援事業所要額内訳表（様式第1-1号別表1）
- (4) 強化練習事業収支予算書（様式第1-4号）
- (5) 選手派遣・競技普及・大会開催事業収支予算書（様式第1-5号）

(交付決定)

第4 理事長は、第3の規定による申請があったときは、予算の範囲内において助成金を交付決定します。

(助成金交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、助成金交付の条件とします。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの事業の配分額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとするときは、速やかに競技団体支援事業変更交付申請書（様式第1-6号）を理事長に提出してその指示を受けること。
- (2) 事業の一部若しくは全部を中止しようとするときは、速やかに競技団体支援事業助成活動中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出してその承認を受けること。

(概算払い)

第6 第4の規定により交付決定を受けた競技団体は、交付決定額の7割の額を限度として、概算払いを受けることができます。

(実績報告書等)

第7 第4の規定により交付決定を受けた競技団体は、事業終了後、速やかに理事長へ競技団体支援事業助成金実績報告書（様式第2-1号）を提出するものとします。

2 前項の実績報告書には次の書類を添付するものとします。

- (1) 強化練習事業実績報告書（様式第2-2号）
- (2) 選手派遣・競技普及・大会開催事業実績報告書（様式第2-3号）
- (3) 競技団体支援事業収支精算額内訳表（様式第2-1号別表2）
- (4) 強化練習事業収支決算（見込）書（様式第2-4号）※支出した経費の領収書の写しを含む。

- (5) 競技団体支援事業収支決算（見込）書（様式第2－5号）※支出した経費の領収書の写しを含む。
- (6) 謝金・交通費支給内訳書・受領証明書（様式第2－4号，様式第2－5号別表3）
- (7) 大会プログラム等の参考資料

（助成金交付の請求）

第8 競技団体は、第6の規定により概算払いを請求しようとするときは競技団体支援事業助成金概算払い請求書（様式第3号）を、助成金を請求しようとするときは、競技団体支援事業助成金交付請求書（様式第4号）を理事長に提出するものとします。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の事業から適用します。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の事業から適用します。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用します。

別表

事業		対象経費	助成率	限度額
強化練習事業		<p>競技団体に所属する選手の競技力の向上を図るための定期強化練習、他チームとの練習試合等に必要な次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講師、審判、補助員の謝金及び交通費（交通費は県外での練習試合の場合に限ります。） 2 選手の交通費（県外での練習試合の場合に限ります。） 3 会場使用料及び競技用具等の賃借料 4 スポーツ保険料 <p>注1 講師等には、謝金又は弁当代のいずれか一方のみ対象とします。 2 選手への弁当、飲料水、サプリメント等は原則として対象とできません。</p> <p>※ 県の規定により、テキスト代等の印刷代・消耗品費は対象外となります。</p>	3分の2以内	200,000円
選手派遣等事業	用具整備	<p>競技団体に所属する選手の競技力の向上を図るために必要な共用の競技用具等の購入費（単価1万円以上の場合に限ります。）又は賃借費</p>	3分の2以内	200,000円
	選手派遣	<p>競技団体に所属する選手の競技力の向上を図るために、全国大会、ブロック大会等へ派遣するに必要な次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選手及び介助者（選手1人につき1人に限ります。）の交通費 2 大会参加費 <p>注 全国障害者スポーツ大会ブロック予選は除きます。</p>		
競技普及事業		<p>競技の普及のために開催するスポーツ教室、講習会等に必要な次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 講師、補助員、救護員及び手話通訳者の謝金及び交通費 2 会場使用料及び競技用具等の賃借料 3 テキスト等の印刷代 4 切手代、宅急便代等の通信運搬費 5 消耗品費(単価1万円未満のものに限ります。) 6 スポーツ保険料 <p>注 講師等には、謝金又は弁当代のいずれか一方のみ対象とします。</p>	3分の2以内	100,000円

大会開催事業	<p>県大会以上の規模の競技会の開催に必要な次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審判員、補助員、救護員、手話通訳者の謝金と交通費 2 会場使用料及び競技用具等の賃借料 3 プログラム等の印刷代 4 切手代、宅急便代等の通信運搬費 5 消耗品費(単価1万円未満のものに限ります。) 6 スポーツ保険料 <p>〔注 審判員等には、謝金又は弁当代のいずれか一方のみ対象とします。〕</p>	3分の2以内	300,000円
--------	---	--------	----------